

公安委員会会議録

開催日時	令和6年8月21日(水)	自 午後 0時45分 至 午後 3時47分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	弘永委員長 大田委員 今村委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 こどもや子育てにやさしい休み方改革に係る親子イベントの実施

警務部長から、

こどもの行事などに合わせて、こどもと親と一緒に休み、親子で楽しめる環境づくりを進めるとともに、将来の採用を見据え、体験型学習などを通じて警察の魅力を高めることを目的に、山口県が推進している「こどもや子育てにやさしい休み方改革」の一環として、当該イベントを実施した。

(1) 開催日時

令和6年8月9日(金)

- ・ 午前の部 午前9時30分から午後0時までの間
- ・ 午後の部 午後2時から午後4時30分までの間

(2) 開催場所

山口県総合交通センター及び山口県交通安全学習館

(3) 参加人数 224名(内訳は、こども135名、保護者89名)

小学校低学年の参加者が多く、男女比はほぼ同数であった。

- ・ 午前の部 112名(うちこども66名)
- ・ 午後の部 112名(うちこども69名)

(4) 実施内容

夏休みの宿題に対応し、親子で楽しめる内容としている。

○ 警察の仕事体験

窃盗事件を想定し、親子で協力しての指紋採取、犯人の似顔絵作成、犯人発見後の事情聴取などを実施

○ 交通安全学習

- ・ 交通安全学習館内の体験コーナーなどで、交通安全クイズやこども用ドライブコースを使用して体験型学習を実施
- ・ 信号機の色当てクイズ、手作り紙芝居による交通安全教養、タイヤの空気の入れ方などの自転車点検方法、保護者にはエアバッグ衝撃体験を通じた交通安全教育を実施

○ 白バイ走行見学及び乗車体験

- ・ 警察官による白バイのドリル走行、パイロンスラローム走行などを実施
- ・ 白バイや覆面パトカーの乗車体験を実施
- 体験型被害防止活動
 - 中学生以上はVRゴーグル、小学生以下はタブレットを使用して、中・高校生が作成した「不審者遭遇時」や「SNSトラブル時」対応要領の指導を実施

(5) 実施結果

- 参加者の多くは、小学校に配布された県警作成チラシを見て申込んだ。
- 新聞による報道がされるなど、大きな反響があった。
- 好意的な感想が多数寄せられた。
 - ・ こどもが警察官に憧れていたので、色々な体験ができて良かった。
 - ・ こどもも大人も楽しめる充実した内容で良かった。
 - ・ 白バイや指紋採取など、実際に触れることで良い経験となった。
- 申し込み開始日から2日で定員に達し、参加できなかった家族も多数あり、アンケート結果では来年も実施してほしいとの意見があったことから、来年以降も引き続き開催を考えている。

旨の説明があった。

大田委員から、「定員の関係で参加できなかった希望者がいることは、残念である。また是非継続開催してほしい。採用広報に関して、警察の活動は、直接の利益を生み出すものではないが、治安の維持は、目に見えない利益がある活動であるので、県民に活動の重要性を理解してもらいたい。基本的に幼児期までのこどもは、白バイやパトカーが好きである。就職適齢期までその気持ちを保持してもらえるように、年齢に応じた警察官の魅力を発信していければ良いと思う。」旨の発言があった。

今村委員から、「良いイベントであり、関わった職員は通常業務に加えての対応で、大変であったと思うが、労力以上の効果があったのではないか。今回のような体験が、将来の職業選択時に効果的であればよい。今回の結果を分析して、次回にいかしてほしい。ところで、来場した保護者の男女比を含め、どのような方々であったか。」旨の発言があり、警務部長から、「チラシやホームページを見て来場した方が多数であり、会場から近い方の来場が多く、性別は半々くらいではないかと思料する。来年の開催に向けてしっかり分析していく。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「イベントの費用はどのように捻出しているのか。さらに採用募集を考えると、高校生対象の体験イベントもできるとよい。」旨の発言があり、警務部長から、「既存の資機材等を活用し実施したので、追加費用等はなかった。高校生対象の職業体験として、インターンシップやY Pセミナーの開催に取り組んでいる。」旨の説明があった。

2 車両故障診断装置用スキャンツール（GTS+）の効果的活用

交通部長から、

近年、高度な電子制御が付与された自動車の普及が進む中で、電子制御データから車両の故障や、運転者の操作状況を確認することができるようになり、交通事故の捜査などに役立っている。

特に、令和元年に発生した池袋での暴走事故において、人為的ミスによる事故か、車両の故障等による事故かを特定するために、科学的なデータに基づく客観的な証拠の存在が、重要な役割を果たしている。

こうしたデータを確認する一つの方法が、車両故障診断装置用スキャンツール（GTS+）である。

(1) 概要

本来は、自動車整備士が車両の故障診断を行う際に使用するデータで、車両に積載された故障診断装置とパソコンを接続することで、

- ・ 故障時の車両速度、故障の時間
- ・ アクセル開度、エンジン回転数
- ・ ブレーキ制動の有無など

が抽出可能である。

これは故障時だけでなく、事故当時のデータを抽出することで、事故の状況を確認することが可能である。

これまでも、重大事故において当該データを使用していたが、メーカー立会のもとで車両からコンピューターを取り出し、専門の技術者に鑑定の依頼を行うなど、鑑定結果が出るまで相当な期間と、複雑な手続きを要していた。

当該ツールの導入後は、事故の直後でも、捜査員が容易に解析し、迅速な捜査が可能となる。ただし、使用できる対象車両はトヨタ車に限定される。

(2) 導入日等

令和6年2月1日に導入

初期費用として約80万円、ライセンス料として年間約7万円が必要

※ 交通指導課交通鑑識係に1台を導入

(3) 導入において効果が期待できる事例

- ・ 供述・記憶なしの事故（運転者死亡や認知症など）の車両制御状況
- ・ ブレーキとアクセルの踏み間違い事故の操作状況確認
- ・ ひき逃げ事故などの否認事件における犯意の裏付け
- ・ 車両欠陥が疑われる事故での欠陥の有無の確認

(4) 活用事例

危険運転致傷及び道路交通法違反（ひき逃げ）事件において、被疑者は事故現場から逃走し、約200m先で停止したものの。

- ・ 被疑者の初期供述
ひき逃げの犯意を否認
「逃げるつもりはなかった」
「駐車場所を探してただけ」

- ・ データ抽出結果

事故直後に、アクセル開度100%であったことが科学的に証明されたことにより、ひき逃げの故意性の裏付けとなった。

約200m先で停止したことについて、被疑者の車両は、事故による破損のため、アクセルを踏んでも加速せず停止したものであった。

(5) 今後の運用方針

機器の機能や活用事例を捜査員に周知することにより、積極的に活用し、より客観的な証拠に基づく緻密な捜査に努めていきたい。

旨の説明があった。

大田委員から、「事故時の運転者が、どのような操作をしたか明らかにできる良いツールである。ドライブレコーダーの普及により、昔に比べると事故の詳細な分析ができるようになってきている。当該ツールはドライブレコーダーと違った要素があり、有意義なデータが得られると思う。」旨の発言があり、交通部長から、「ドライブレコーダーと組み合わせ、より客観的な捜査資料としていく。」旨の説明があった。

今村委員から、「活用事例の説明を受け、事故後の状況が想像できた。今後は当該ツ

ールを広く活用していけるよう、周知していく必要がある。普通自動車においてはトヨタ車が多数と思うが、軽自動車も多いので、今後は当該ツールの対象が広がっていくと良い。ところで、GTS+のこれまでの活用件数はどのくらいか。」旨の発言があり、交通部長から、「紹介した事例を含めて5件であり、今後は、警察署の捜査員にもさらに周知していく。」旨の説明があった。

弘永委員長から、「事故の状況が科学的に実証できるので、有効に活用してほしい。ところで、警察本部のみの配置であれば、事故後、到着までにある程度の時間が経過し、データが消失してしまう恐れはないのか。」旨の発言があり、交通部長から、「ドライブレコーダーと同様に、故障や異常が発生した際の、前後の部分のみが記録されることから、仮に数日程度経過しても問題はない。」旨の説明があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 運転免許の行政処分

運転管理課長から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞への出席者2人からの聴取結果について報告を受けるとともに、処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定した。欠席者6人については、運転管理課長から処分理由等の説明を受けた後、審査の上で処分を決定し、他3人については、再呼出しとした。

(2) 継続案件の審議

運転管理課長から、8月7日に審査を行い継続審議とした案件について、審査の上で処分を決定した。

(3) 意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理課長から、9月4日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

(4) 警察署協議会会長会議の開催

公安委員会会務官から、警察署協議会会長会議の開催計画について説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

生活安全捜査課長から、7月3日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(6) 犯罪被害者等給付金の申請受理

警察県民課長から、8月8日に受け付けた犯罪被害者等給付金の申請について報告を受け、決裁した。

(7) 個人情報保護条例に基づく非訂正決定に対する審査請求に係る答申の受理

警察県民課長から、令和4年6月22日、令和4年10月12日及び令和4年12月22日付けで公安委員会が行った処分に対する審査請求について、山口県情報公開・個人情報保護審査会から答申を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(8) 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程等の一部改正

生活安全企画課長から、山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程等の改正案について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 山口県公安委員会事務の専決状況

運転管理課長から、7月の運転管理課関係の山口県公安委員会事務の専決状況につ

いて、運転免許課長から、7月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、生活安全企画課長から、7月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通規制課長から、7月中の交通規制課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画課長から、7月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、7月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、警備課次長から、7月中の警備課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(2) 業務報告

本部長から、令和6年度上半期の業績目標推進状況について、報告を受けた。

(3) 人事関係業務説明

人事統括官から、人事関係業務に関する説明を受けた。

(4) 苦情に対する対応状況

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた苦情に対する対応状況について、報告を受けた。

(5) 「ゾーン30プラス」の整備に伴う公安委員会による最高速度規制の実施

交通規制課長から、「ゾーン30プラス」の整備に伴う公安委員会による最高速度規制の実施について、報告を受けた。

(6) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、7月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(7) 山口県殉職警察職員慰霊祭の実施方法

企画室長から、10月9日に執行を予定している第107回山口県殉職警察職員慰霊祭の概要について、説明を受けた。

(8) 令和6年度若手警察官対象の巡回連絡競技会の開催

地域企画課長から、8月30日に開催を予定している令和6年度若手警察官対象の巡回連絡競技会の実施要領について、説明を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。